

後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願署名

政府は08年4月から、75歳以上の高齢者を対象に「後期高齢者医療制度」を創設するとともに、70～74歳の窓口負担を2割に引き上げようとしています。新しい制度は、もっぱら医療費削減を目的にしたもので、高齢者への過酷な負担と、医療内容を制限することが大きな特徴です。

具体的には、①現在扶養家族となっていて保険料を負担していない人も含め、75歳以上のすべての高齢者から保険料（平均月額6200円、厚労省試算）をとりたてる、②年金から保険料を天引きする、③保険料を払えない人からは保険証をとりあげ、医療を受けられなくする、④受けられる医療を制限し差別する「別建て診療報酬」を設ける、などです。

これにたいし、「まさに姥捨て山ではないか」の怒りの声が全国でまき起こり、制度の運営に当たる都道府県広域連合からも緊急の見直し要求が出されています。

そもそも病気になりがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく国と企業が財政負担し、高齢者が支払える範囲で十分な医療が受けられるようにすべきです。このことはヨーロッパ諸国では常識であり、高齢者に高負担と差別医療を押しつけている国はどこにもありません。

したがって、以下の点を強く求めるものです。

請願項目

- 一、後期高齢者医療制度については、来年4月からの実施を中止・撤回すること。
- 一、70～74歳の窓口負担2割への引き上げをやめること。

氏名	住所

取扱団体 日本共産党 品川区議会議員みやざき克俊事務所

衆議院議長 殿
参議院議長 殿



日本共産党区議会議員

みやざき克俊 かつとし

事務所 品川区豊町6-2-1 Tel.3786-6674

2007年10月7日 No.589



保険料・医療費 また高齢者に重い負担

負担増は中止を

日本共産党
が署名運動

厚生省元官僚が「姥捨て山」といった
後期高齢者医療制度はストップ!!

① 75歳以上の高齢者から保険料を徴収

都民は平均年額155,000円(東京都試算)
現在、社保の扶養家族で保険料負担ない人にも負担させる。

② 年金から保険料を天引き

年金が月額15,000円以上の高齢者から介護保険料と一緒に天引き。

③ 保険料を払えない人から保険証とりあげ

保険料を払わないと病院で全額を支払う「資格証」の発行も。

④ 受けられる医療を制限

75歳以上の高齢者は、74歳までと別立ての診療報酬にして受けられる医療を制限。



私(みやざき)は、先の本会議の質問で来年4月実施の後期高齢者医療を取り上げ、政府に凍結・改善を求めるよう区長に要望しました。一方、日本共産党は、高齢者医療改悪の中止・撤回を求める署名運動を全国で始めました。みなさんのご協力で運動を大きく盛り上げましょう。

請願は、衆参両院議長あてで、

①後期高齢者医療制度の来年4月からの実施を中止・撤回すること、②70歳から74歳の窓口負担2割への引き上げをやめること一を求めています。

後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者全員から保険料をとりたてます。東京都の試算では最も高い場合、保険料の平均が年間15万5千円(月額およそ1万3千円)、厚労省試算(月6千200円)の2倍を超えるというものです。保険料は年金から天引き、払えない人からは保険証を取り上げるなど過酷な内容です。70～74歳の窓口負担2割へ引き上げとともに、多くの高齢者から怒りが噴出しています。

記入した署名用紙は、みやざき事務所にお届けいただくか、近所の後援会員にお渡しください。

後期高齢者医療制度 政府と都に意見書提出で一致

来年4月実施予定の後期高齢者医療制度。品川区議会厚生委員会は9月26日、政府と東京都知事あてに制度充実を求める意見書の提出を全会一致で確認。10月19日の本会議で採択される見込みです。



下は内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣あての意見書。区民健診の財税が国庫負担がなくなり保険料

でまかなうことになったこと、東京都の場合は国の交付金が少ないため保険料が高くなったことを指摘、国からの交付金の確保を求めています。また、東京都知事あて意見書は、知事が国に財政確保を働きかけるよう求めているものです。

なお、私(みやざき)は9月19日の議会運営委員会で、政府あての意見書送付を提案していました。

後期高齢者医療制度に関する意見書(要旨)

医療保険制度については、国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため後期高齢者医療制度の創設をはじめいくつかの改革が行われている。このうち75歳以上の高齢者を対象とした本制度は平成20年4月にスタートすることとなり、東京都後期高齢者医療広域連合とその構成自治体では鋭意その準備をすすめているところである。この準備の中で、区民へのサービスあるいは区民負担という点で次の課題が指摘できる。

一つは、これまで老人保健法のもと実施していた基本健診(区民健診)が廃止され、75歳以上の高齢者については広域連合の努力義務となるとともに、これまでの国庫負担がなくなり、保険料により対応することとなったことである。

二つには、給付費等の財源構成中、国庫負担の12分の4のうち12分の1が調整交付金とされ東京都の場合、その所得水準から交付額が大幅に減額される見込みであり、このことが保険料に大きな影響を与えていることである。

これらのことから東京の場合、保険料水準が当初国が示した全国平均と大きく乖離しており高齢者の負担という点から問題があるところである。よって、本来、広域連合が保険者として主体となるものであるが、構成自治体としても共有する重要な課題であるため、品川区議会は、下記事項について強く要望する。

記

- 1 後期高齢者の健診事業は、疾病の早期発見・早期治療、介護予防、医療費適正化などの観点から重要であり、74歳までの特定健診と同様の財政支援を行うこと。
- 2 後期高齢者の保険料に影響を生じさせないため、給付費に対する国庫負担金は12分の4を確保し、広域連合間の所得格差を調整する「調整交付金」は国において別枠で調整額を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣 各宛